

22-01DJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程における履修基準 及び単位等の認定に関する内規の運用について

制	定	1995年 9月13日
改	正	2015年 3月 5日
改	正	2017年10月18日
改	正	2017年12月20日
改	正	2018年11月21日
改	正	2022年 3月 2日
改	正	2022年 4月20日
改	正	2024年12月25日

第1条関係

博士後期課程における履修手続きは、前期課程に準じて行うものとする。

第2条関係 〈研究指導と博士論文の提出〉

博士後期課程に在籍する者は、研究指導を受けるものとする。

- 2 後期課程において研究指導を受けた者は、研究報告書を主指導教員及び副指導教員に提出しなければならない。研究報告書は、提出年月日、氏名、学生番号、博士論文（仮）題目、博士学位取得予定年度、これまでの研究経過、今後の研究計画、研究業績、学会発表等に関する事項を含むものとする。中間報告への提出書類を報告日の1週間前までに主副指導教員に提出する。中間報告後、Question and Answer Sheet of D1 (D2, D3) Presentationを作成し、主副指導教員から承認を得る。
- 3 「博士論文研究I」を履修する者は、次に掲げる資料を事前に指導教員3名に提出し、公開の場で博士論文中間報告を行う。
 - 一 研究報告書
 - 二 研究計画書
 - 三 博士論文全体の構成
- 4 「博士論文研究II」を履修する者は、次に掲げる資料を事前に指導教員3名に提出し、公開の場で博士論文中間報告を行う。
 - 一 研究報告書
 - 二 博士論文の主要な章（序章、文献レビュー章を除く）に相当する論文
- 5 「博士論文研究III」を履修する者は、次に掲げる資料を事前に提出し、これに基づき公開の場で博士論文中間報告を行い、3名の指導教員により博士論文の完成が可能であるとの判定（以下「論文完成可能の判定」という。概ね論文の80%。）を受けなければならない。この中間報告の期限は、3年の在学期間で学位を取得しようとする者については、4月入学者は10月末日、10月入学者は4月末日とする。また満期退学を希望する者については、満期退学月の1か月前までとする。
 - 一 研究報告書
 - 二 博士論文全体の構成と概要
 - 三 主要部分についての論文又は分析結果（データを含む）
 - 四 公刊された学術論文又は出版物
 - ① 査読付き論文であり、掲載ジャーナルの最上位の分類（研究論文、原著論文等々）であること。但し、投稿論文でなければならないかどうかについて、ジャーナル以外の査読付き論文であっても受理するかどうかについて、また掲載誌（書籍を含む。）が一定の水準を有するものであるかどうかについては、論文及び掲載誌の質を勘案して、主指導教員及び副指導教員が合議により判断する。この点に関し、予備審査委員会及び学位審査委員会が確認し、最終的には、研究科教授会が決定する。
 - ② 公刊又は採択決定の時期は在籍時とする。
 - ③ 単著論文であれば1編以上とする。但し、単著論文の無い場合、共著論文は2編以上とする。
 - ④ 論文の執筆言語は日本語又は英語とする。

- 6 第4項及び第5項にいう公開の場での博士論文中間報告の日程は、事前に公告するものとする。
なお、留学、調査等研究上の理由で博士論文中間報告を延期しようとする者は、事前に主指導教員に申し出て、承認を受けるものとする。
- 7 博士論文中間報告を終えた者は、すみやかに質疑応答内容をまとめ、指導教員の承認を受けるものとする。
- 8 第5項にいう博士論文中間報告において博士論文完成可能の判定を受け、3年次終了時に学位を取得しようとする者は、4月入学者は12月の指定された日、10月入学者は6月の指定された日までに予備審査用博士論文を提出しなければならない。

第3条関係 〈満期退学〉

研究科教授会は主指導教員からの提案に基づき、以下の各号のいずれかに該当する者について「満期退学」を認定する。この場合、(1)に該当する4月入学者は3月末日、10月入学者は9月末日に、(2)に該当する者は随時、満期退学の認定を行う。

- (1) 必要な単位を修得し、かつ第2条第5項における博士論文中間報告において博士論文完成可能の判定を受けた者。
 - (2) 3年次終了後、引き続き後期課程に在籍し、同課程進（入）学後6年（休学期間を除く。）を超えない期間において、上記の博士論文中間報告の要件を満たし博士論文完成可能の判定を受けた者。
- 2 満期退学の認定を受けた者は、後期課程進（入）学後6年（休学期間を除く。）を超えない期間は随時学位申請論文（課程博士）を提出することができる。

附 則

この運用は、2018年11月1日から施行する。ただし、国際コミュニケーション専攻に所属する学生については、なお従前の例による。

この運用は、2022年3月2日から施行する。ただし、国際コミュニケーション専攻に所属する学生については、なお従前の例による。

この運用は、2022年4月20日から施行する。ただし、国際コミュニケーション専攻に所属する学生については、なお従前の例による。

この運用は、2025年1月1日から施行する。